



平成31年度分 市民税・県民税申告の手引

申告書記載例

左面

翌年以降の申告書送付を希望する人は、希望・不要どちらかに○をつけてください。
※○をつけなくても、今回御提出いただいて、収入がある方等には来年度も送付します。

平成24年1月1日以降に契約した保険契約の掛金は左側の欄に、それより前に契約している保険契約の掛金は右側の欄に記入してください。

地震保険は左側の欄に、旧長期損害保険は右側の欄に支払った保険料や掛金の総額を記入してください。

あなたの平成30年中の合計所得金額が1,000万円を超えることにより、控除対象配偶者とならない同一生計配偶者がいる場合に、にを入れてください。

扶養親族の個人番号を記入してください。

納税方法については、希望する方を○で囲んでください。

平成 31 年度分市民税・県民税申告書

(宛先) 高松市長

※ 税務署へ確定申告される人は、この申告書の提出は必要ありません。
※ 前年1月1日から12月31日までの所得等を記入してください。

平成31年1月1日 高松市番町1丁目8番15号

現在住所 同上

フリガナ タカマツ タロウ

氏名 高松 太郎

世帯主の氏名 高松 太郎

世帯主との続柄 本人

業種又は職業 自営業

個人番号 123456789012

整理番号

電話番号 (国宅) 携帯 勤務先 087-839-2233

生年月日 明・大・○・平 19年 2月 15日

代理の場合の氏名・続柄 () 印

※ 押印してください。

本人以外が記載する場合は、記載する人の氏名と、本人からの続柄を記入の上、押印してください。

12桁の個人番号を記入してください。

遺族年金のみ、障害年金のみの人等で、課税対象収入のない場合は、をつけてください。

※ 収入や経費を記入する箇所を示しています。収入がある人は、対応する箇所にも記入してください。

※ 別紙1、2、3は昨年度に所得のあったもののみ、対応する別紙1~3を同封しています。

公的年金等の所得金額を記入してください。

公的年金等以外の所得金額を記入してください。

手引を参照してください。

手引(3)~(12)を参照してください。

1 収入・所得金額等

区分	内訳	収入金額等 円	所得金額等 円
事業等	別紙1ア	1000000	106800
農業	別紙2イ		
不動産	別紙3ウ	1200000	838000
利子	右面8イ		
配当	右面9オ		
給与	右面6カ	3750000	2458400
年金	右面7キ	1234511	34511
その他	右面8ク		
短期	右面20ケ		
長期	右面21コ		
一時	右面22		
合計	9	207145	103572
合計	9	3541283	

2 所得から差し引かれる金額に関する事項

雑損控除	医療費控除	社会保険料控除	小規模企業共済等掛金控除	生命保険料控除	地震保険料控除
損害の原因	支払った医療費等	源泉徴収票(天引分)	第一種共済掛金	新生命保険料	地震保険料
損害年月日	300,000円	243,100円	円	計 8706円	4000円
損害を受けた資産の種類	84,200円	円	円	計 8806円	6806円
差引額	215,800円	円	円	円	円
雑損控除	医療費控除	社会保険料控除	小規模企業共済等掛金控除	生命保険料控除	地震保険料控除
10	11	12	13	14	15
		243100			2000
					0000
					530000
					0000
					330000
					780000
					330000
					2330900
					合計(国)

4 寄附金に関する事項

寄附金支払額 円	控除額 円
高松市 9538	10000
香川県同業会・日本赤十字社香川県支部 9638	10000
香川県同業会 9838	
高松市同業会 9738	

5 市民税・県民税の徴収方法の選択

給与・公的年金等に係る所得以外(該当年度の4月1日)に

1 給与から天引き(特別徴収)

2 自分で納付(普通徴収)

納税方法の選択

※「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

※事務整理欄

控除の追加のみ 添付資料あり 源泉徴収票(給与) 国保 介護 生保 住民税参考資料 その他

個人番号確認 源泉徴収票(年金) 後高 国年 地震 医療費

1 収入・所得金額等

ア 事業(営業等)

卸売業、小売業、飲食業、サービス業などのいわゆる営業から生ずる所得や、外交員報酬、医師、弁護士などの事業から生ずる所得をいいます。

イ 事業(農業)

農作物の生産、果樹などの栽培、家畜の飼育などから生ずる所得をいいます。

ウ 不動産

地代、家賃、土地や家屋の権利金などをいいます。

上の3つの所得のいずれかがある人は、種類ごとに収入金額や必要経費などを、収支内訳書と申告書に記入してください。

◎事業所得や不動産所得の計算方法・・・収入金額－必要経費－専従者控除＝所得金額

エ 利子

預金や公社債の利子、公社債投資信託や貸付信託の収益の分配などによる所得をいいます。

※一般的に利子所得は、源泉分離課税ですから申告の必要はありません。ただし、国外の銀行等の預金の利子など、源泉徴収されないものなどは申告が必要です。

オ 配当

法人から受ける配当や投資信託(公社債投資信託及び公募公社債等運用投資信託を除きます)等の収益の分配による所得をいいます。(原則として配当控除(税額控除)が適用されます。)

また、非上場株式等に係る少額配当所得等がある場合は、所得税と異なり申告不要制度はありませんので、その金額も含めて記入してください。

(少額配当所得とは、1銘柄につき1回の配当金額が[10万円×配当計算期間の月数÷12]以下のものです。)

なお、上場株式等に係る配当所得(発行済株式総数5%以上の株式に係るものを除く)については申告の必要はありません。

カ 給与(日給などで、源泉徴収票のない人は、収入の内訳なども申告書の右面に記入してください。)

給与、賃金及び賞与などの所得をいい、パートタイム、アルバイトによる収入を含みます。

求めた所得は⑥に記入してください。

給与所得の速算表※1円未満端数切り捨て					
給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額	給与等の収入金額の合計額		給与所得の金額
から	まで		から	まで	
650,999円まで		0円	1,628,000円	1,799,999円	給与等の収入金額の合計額を「4」で割って千円未満の端数を切り捨ててください。 (算出金額: A)
651,000円	1,618,999円	給与等の収入金額の合計額から650,000円を控除した金額	1,800,000円	3,599,999円	[A×4×70%−180,000円]で求めた金額
			3,600,000円	6,599,999円	[A×4×80%−540,000円]で求めた金額
1,619,000円	1,619,999円	969,000円	6,600,000円	9,999,999円	[収入金額×90%−1,200,000円]で求めた金額
1,620,000円	1,621,999円	970,000円	10,000,000円以上		[収入金額−2,200,000円]で求めた金額
1,622,000円	1,623,999円	972,000円			
1,624,000円	1,627,999円	974,000円			

キ 雑(公的年金等)

国民年金、厚生年金、企業年金及び共済年金などの所得をいいます。

求めた所得は⑦に記入してください。

公的年金等の速算表※1円未満端数切り捨て					
受給者の年齢	公的年金等の収入金額(年額)(キ)	雑所得の金額の速算式	受給者の年齢	公的年金等の収入金額(年額)(キ)	雑所得の金額の速算式
65歳以上の人 昭和29年1月1日 以前の生まれ	330万円未満	(キ)−120万円	65歳未満の人 昭和29年1月2日 以後の生まれ	130万円未満	(キ)−70万円
	330万円以上410万円未満	(キ)×75%−37万5千円		130万円以上410万円未満	(キ)×75%−37万5千円
	410万円以上770万円未満	(キ)×85%−78万5千円		410万円以上770万円未満	(キ)×85%−78万5千円
	770万円以上	(キ)×95%−155万5千円		770万円以上	(キ)×95%−155万5千円

(参考) その年中の公的年金等の収入金額の合計額−公的年金等控除額=公的年金等に係る雑所得の金額

ク 雑(その他)

著述家以外の方が支払を受ける原稿料や印税、金銭の貸付けによる利子及び生命保険年金など、他の所得にあてはまらない所得をいいます。

◎その他の雑所得の計算方法・・・収入金額−必要経費=所得金額

ケ 総合譲渡(短期)

書画、骨董品など土地、建物等以外の資産の譲渡による所得のうち、その資産の取得日以後5年以内に譲渡したものを短期譲渡所得とといいます。特別控除額は原則として50万円です。

コ 総合譲渡(長期)

書画、骨董品など土地、建物等以外の資産の譲渡による所得のうち、その資産の取得日以後5年を超えてから譲渡したものを長期譲渡所得とといいます。特別控除額は原則として50万円です。

サ 一時

賞金、懸賞当選金、競馬や競輪の払戻金、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金などの所得をいいます。特別控除額は原則として50万円です。

2・3 所得から差し引かれる金額(に関する事項)

(1) 雑損控除

あなたやあなたと生計を一にする親族(ただし、平成30年中の所得金額が38万円以下の人に限る。)が、30年中に災害や盗難、横領などで資産に損害を受けた場合、又はあなたが平成30年中に災害に関連してやむを得ない支出(災害関連支出(注))をした場合に記入してください。

(注) 災害関連支出とは、災害により滅失した住宅、家財などの取壊しや除去などのための費用をいいます。

①か②の多い方の金額

- ①(損失の金額−保険等により補てんされた金額)−(総所得金額の合計額×10%)
- ②災害関連支出の金額−5万円

(2) 医療費控除(次の①、②のどちらか一方のみの選択となります。)

①従来の医療費控除

あなたやあなたと生計を一にする親族のために平成30年中に支払った医療費がある場合に記入してください。

控除額(最高200万円)=(支払った医療費−保険金等による補てん金)−(総所得金額等の合計額の5%又は10万円のいずれか少ない金額)

②セルフメディケーション税制(スイッチOTC薬控除)

あなたやあなたと生計を一にする親族のために平成30年中に支払ったスイッチOTC医薬品の購入がある場合に記入してください。

控除額(最高8万8千円)=(スイッチOTC医薬品の購入金額−保険金等による補てん金)−1万2千円

(3) 社会保険料控除

あなたやあなたと生計を一にする親族が負担することになっている国民健康保険料(税)、後期高齢者医療制度の保険料、介護保険料、国民年金保険料、国民年金基金の掛金などの社会保険料を、あなたが平成30年中に支払った、又はあなたの給与や年金から差し引かれた場合に記入してください。

ただし、生計を一にする親族等が受け取る公的年金等から差し引かれている国民健康保険料(税)、後期高齢者医療制度の保険料及び介護保険料は、あなたの社会保険料控除の対象にはなりません。口座振替又は納付書により支払った場合には、支払った人の社会保険料控除の対象とすることができます。

※給与や公的年金等から天引きされているもの(源泉徴収票に記載されている金額)は、「源泉徴収票分(天引分)」の欄のみ記入してください。

(4) 小規模企業共済等掛金控除

平成30年中にあなたが支払った小規模企業共済掛金、心身障害者扶養共済掛金及び確定拠出年金法に規定する個人型年金の加入者掛金の合計金額を書いてください。

なお、旧第2種共済掛金は(5)の「生命保険料控除」の対象となります。

(5) 生命保険料控除

○一般の生命保険料

受取金のすべてをあなたやあなたの親族とする生命保険契約(保険期間が5年未満の生命保険などは除く。)について、あなたが平成30年中に支払った保険料(剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額)がある場合は、記入してください。

○個人年金保険料

受取金のすべてをあなたやあなたの配偶者(生存している場合)とし、払込期間が10年以上などの一定の要件を満たす個人年金保険契約について、あなたが平成30年中に支払った保険料(剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額)がある場合は記入してください。

○介護医療保険料

平成24年1月1日以降に契約し、受取金のすべてをあなたやあなたの親族とする、介護医療保険契約について、あなたが平成30年中に支払った保険料(剰余金や割戻金を差し引いた残りの金額)がある場合は記入してください。

※市町村に支払う介護保険料とは異なります。(介護保険料は(3)社会保険料控除に記入してください。)

●平成24年1月1日以降に締結した保険契約分(新契約)

一般の生命保険料控除、個人年金保険料控除、介護医療保険料控除の控除額について、それぞれ次の【表1】のとおり計算します。

【表1】

年間の支払保険料等	生命保険料控除額
12,000円以下	支払保険料全額
12,001円～32,000円	支払保険料×1/2+6,000円
32,001円～56,000円	支払保険料×1/4+14,000円
56,001円以上	28,000円(上限)

※ただし、市民税・県民税における合計適用限度額は70,000円です。

●平成23年12月31日以前に締結した保険契約分(旧契約)

一般の生命保険料控除、個人年金保険料控除の控除額について、それぞれ次の【表2】のとおり計算します。

【表2】

年間の支払保険料等	生命保険料控除額
15,000円以下	支払保険料全額
15,001円～40,000円	支払保険料×1/2+7,500円
40,001円～70,000円	支払保険料×1/4+17,500円
70,001円以上	35,000円(上限)

※新契約、旧契約双方の保険契約等に係る控除がある場合

・旧契約支払額が42,000円以下

⇒旧契約控除額と新契約控除額の合計額(上限28,000円)

・旧契約支払額が42,001円以上

⇒旧契約控除額のみ適用(上限35,000円)

《生命保険料控除が見直されました》

○平成24年1月1日以降に契約した保険料控除

イ 一般生命保険料控除 【控除額上限】 28,000円

ロ 個人年金保険料控除 【控除額上限】 28,000円

ハ 介護医療保険料控除 【控除額上限】 28,000円

※イ+ロ+ハの合計額の上限は70,000円

○平成23年12月31日以前に契約した保険料控除

イ 一般生命保険料控除 【控除額上限】 35,000円

ロ 個人年金保険料控除 【控除額上限】 35,000円

※イ+ロの合計額の上限は70,000円

(6) 地震保険料控除

あなたやあなたと生計を一にする親族の有する家屋又は生活用動産の損害保険契約に係る地震等損害部分の保険料や掛金、又は、平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約(満期返戻金等のあるもので、保険機関又は共済期間が10年以上の損害保険契約)に係る保険料や掛金(旧長期損害保険料)を、あなたが平成30年中に支払った場合に記入してください。

加入している保険	控除額	
地震保険のみに加入	支払った保険料の1/2(上限25,000円)	
長期損害保険のみに加入 (平成18年12月31日までに契約したもの)	5,000円以下	支払保険料全額
	5,001円～15,000円	支払保険料×1/2+2,500円
	15,000円超	10,000円
長期損害保険と地震保険の2つの保険に加入	合計して上限25,000円(長期損害保険部分は上限10,000円)	
1つの保険契約で長期損害保険と地震保険が備わっている保険に加入	長期損害保険料控除と地震保険料控除のどちらか選択	

(7) 寡婦(夫)控除

○一般寡婦 控除額 260,000円

以下のいずれかに該当する人。

①夫と死別・離別してから婚姻していない人や夫の生死が不明の人で、扶養親族や生計を一にする平成30年中の総所得金額等の合計が38万円以下の子のある人。

②夫と死別してから婚姻していない人や夫の生死が不明の人で、平成30年中の合計所得金額が500万円以下の人。

○特別寡婦 控除額 300,000円

左記①に該当し、扶養親族である子を有し、かつ平成30年中の合計所得金額が500万円以下の人。

○寡夫 控除額 260,000円

妻と死別・離別してから婚姻していない人や妻の生死が不明の人で、生計を一にする平成30年中の総所得金額等の合計が38万円以下の子があり、かつ平成30年中の合計所得金額が500万円以下の人。

(8) 勤労学生控除 控除額 260,000円

大学や高校などの学生や生徒で、平成30年中の合計所得金額が65万円以下で、かつ自己の勤労によらない所得が10万円以下の人。

(9) 障害者控除

あなたやあなたの同一生計配偶者及び扶養親族が障害者や特別障害者の人。

- ※同一生計配偶者とは、あなたと生計を一にする配偶者（青色事業専従者及び白色事業専従者を除く。）で、平成30年中の合計所得金額が38万円以下である人をいいます。
- ※16歳未満の扶養親族にも適用されます。
- ※この控除を受ける場合は、障害者手帳などが必要です。
- ※同一生計配偶者や扶養親族が他の人の扶養親族に該当する場合は適用されません。

○障害者（普通） 控除額 260,000円

平成30年12月31日（年の途中で死亡した人はその死亡の日）現在、次のいずれかに該当する障害がある人

- ・身体障害者手帳 3～6級
- ・療育手帳⑧、B
- ・精神障害者保健福祉手帳 2級又は3級
- ・65歳以上の要介護認定を受けている人で、障害の程度が障害者に準ずるものとして市町村の認定を受けている人など

○特別障害者 控除額 300,000円

次のような特に重度の障害がある人

- ・身体障害者手帳 1級又は2級
- ・療育手帳①、A
- ・精神障害者保健福祉手帳 1級
- ・65歳以上の要介護認定を受けている人で、障害の程度が特別障害者に準ずるものとして市町村の認定を受けている人など

○同居特別障害者 控除額 530,000円

（特別障害者が同居の場合）

(10) 配偶者控除

本人の平成30年中の合計所得金額が1,000万円以下で、平成30年12月31日（年の途中で死亡した人はその死亡の日）現在、生計を一にする配偶者の平成30年中の合計所得金額が38万円以下の人。

- ※平成30年分以後は、控除を受ける納税者本人の合計所得金額が1,000万円を超える場合は、配偶者控除は受けられません。
- ※内縁・未届の妻は該当しません。
- ※青色事業専従者及び白色事業専従者は該当しません。

配偶者控除（納税者本人の合計所得が1,000万円超の場合は受けられません。）

年齢区分	納税義務者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
70歳未満	33万円	22万円	11万円
70歳以上（老人）（昭和24年1月1日以前生まれ）	38万円	26万円	13万円

(11) 配偶者特別控除

本人の平成30年中の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の平成30年中の合計所得金額が38万円を超え123万円以下の人。

- ※この控除を受ける場合は配偶者の合計所得金額を記入してください。

配偶者特別控除（納税者本人の合計所得が1,000万円超の場合は受けられません。）

配偶者の合計所得金額	納税義務者の合計所得金額		
	900万円以下	900万円超950万円以下	950万円超1,000万円以下
380,001～900,000円	33万円	22万円	11万円
900,001～950,000円	31万円	21万円	11万円
950,001～1,000,000円	26万円	18万円	9万円
1,000,001～1,050,000円	21万円	14万円	7万円
1,050,001～1,100,000円	16万円	11万円	6万円
1,100,001～1,150,000円	11万円	8万円	4万円
1,150,001～1,200,000円	6万円	4万円	2万円
1,200,001～1,230,000円	3万円	2万円	1万円

- ※配偶者の所得が38万円以下の場合、配偶者控除を受けることになり、配偶者特別控除を併せて受けることはできません。

- ※夫婦相互で配偶者特別控除を受けることはできません。

(12) 扶養控除

平成30年12月31日（年の途中で死亡した人はその死亡の日）現在、あなたと生計を一にする親族で平成30年中の合計所得金額が38万円以下の人。

- ※青色事業専従者及び白色事業専従者は該当しません。

年齢区分	控除額
一般の控除対象扶養親族 （昭和24年1月2日～平成8年1月1日生まれ、平成12年1月2日～平成15年1月1日生まれ）	33万円
特定扶養親族（平成8年1月2日～平成12年1月1日生まれ）	45万円
老人扶養親族（昭和24年1月1日以前生まれ）	38万円
同居老親等扶養親族（昭和24年1月1日以前生まれ） （本人又は配偶者の直系尊属（両親、祖父母等）で、本人又は配偶者のいずれかと同居していること）	45万円

- ※平成22年度税制改正により、16歳未満の扶養親族に対する扶養控除が廃止されましたが、市民税・県民税の非課税判定等は16歳未満扶養親族の数を含めて行いますので、必ず記入してください。

(13) 基礎控除 控除額 330,000円（一律の控除です。）

4 寄附金に関する事項

あなたが平成30年中に次の①～④の団体に対して行った寄附の合計額が2,000円を超える場合に記入してください。

- ① 都道府県・市町村・特別区・震災関連義援金
 - ② 香川県共同募金会
 - ③ 日本赤十字社香川県支部
 - ④ 香川県又は高松市が条例により指定した団体など
- ※この控除を受ける場合には、寄附金の金額などの証明書を添付又は提示してください。

5 市民税・県民税の徴収方法の選択

給与・公的年金等に係る所得以外がある人は徴収方法を選択してください。

11 事業専従者に関する事項

あなたと生計を一にする配偶者やその他の親族(15歳以上に限る)で、あなたの事業に従事した人がいる場合に、その人の氏名・続柄・専従者給与(控除)額などを記入してください。なお、白色申告の場合は、その事業専従者1人につき次の①か②のいずれか少ない方の金額を記入してください。

- ① 860,000円(配偶者以外の場合は500,000円)
- ② (事業専従者控除額を差し引く前の所得金額)÷(事業専従者の数+1)



前年中に所得のなかった人はあてはまる項目に記入又は、○をしてください。

公的年金の種類・収入金額ごとに記入してください。(厚生年金・共済年金・国民年金・年金基金・恩給等)

給与所得の人で源泉徴収票を提出できない人は月別に収入金額を記入し、合計額を左面の給与収入金額欄に記載してください。

提出期限は 月 日 です。 申告受付会場は、日程によって大変混み合いますので、郵送での申告を御利用ください。

6 月別給与収入等記載欄

(給与所得の人で源泉徴収票を提出できない人は記入してください。)

月	日給	日数	収入金額	社会保険料	月	日給	日数	収入金額	社会保険料
1	円	日	250,000円	円	9	円	日	250,000円	円
2			250,000		10			250,000	
3			250,000		11			250,000	
4			250,000		12			250,000	
5			250,000		翌年	冬期		375,000	
6			250,000					375,000	
7			250,000		合計			3,750,000	
8			250,000						

就労期間	所在地	雇用主又は会社名	収入金額
月 日～月 日		(有)○○工業	3,750,000円
月 日～月 日			
月 日～月 日			
給与収入計 ㉒			3,750,000

7 公的年金等に関する事項

厚生労働省	厚生年金	1,234,511円	企業年金()	円
厚生労働省	国民年金	円	ほか()	円
共済年金()		円	収入金額計 ㉓	1,234,511円

8 雑所得(公的年金等以外)・利子所得に関する事項

種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	差引金額
		円	円	円
雑収入 合計㉔				
利子収入 合計㉕				
差引合計 ㉖				

9 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費	差引金額
			円	円	円
収入合計 ㉗					
差引合計 ㉘					

10 総合課税・一時所得の所得金額に関する事項

	A収入金額	B必要経費	C差引(A-B)	D特別控除額	所得金額(C-D)
総合短期	円	円	円	円	円
総合長期	円	円	円	円	円
一時	2,000,000	1,292,855	707,145	500,000	207,145

11 事業専従者に関する事項

氏名	続柄	生年月日	従事月数	専従者給与(控除)額
	個人番号		月	円
	M・T・S・H		月	円
	M・T・S・H		月	円
	M・T・S・H		月	円
内訳	配偶者	人	人	専従者給与(控除)の合計額

12 該当年度の前年中に所得のなかった人は

学 生	扶養者氏名
次の人に扶養されていた。(仕事で生活していた。)	別居の場合の住所
病 気 療 養	
遺族年金等で生活していた。	1 遺族年金(恩給) 2 障害年金
受給期間	年 月 日～年 月 日
雇用保険で生活していた。	
生活保護受給	1 受給していた
その他	上記のいずれにも該当しない人は、この欄に

13 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

配当割額控除額	株式等譲渡所得割額控除額
円	円

14 左面に書ききれなかった扶養親族

ここに必要事項を記入してください。(氏名・生年月日等)

15 別居の扶養親族等に関する事項

氏 名	住 所
高松夏子	大阪府○○市××区△△町123-4

16 分離課税の所得がある人は記入してください。

金額等	種 目	退職所得	普通・障害
A収入金額	短期譲渡、長期譲渡、山林、株式等の譲渡、上場株式等の配当、先物取引、公社債	勤続年数	
B必要経費		年(年 月 日)	
C差引金額(A-B)			
D特別控除額		F退職所得控除額	
E青色申告控除額		(不適用の場合は記入不要です)	
所得金額 (C-D-E)		((A-F)×1/2)	

17 高松市内に住所を有しない人で高松市内に事務所・事業所又は家屋敷を有する人

事務所・事業所		家 屋 敷	
所在地	高松市	所在地	高松市
電話番号		電話番号	
屋号(名称)		使用状況	A家族が住んでいる(持ち家や賃貸)
職(業)種		B別荘・別宅	
使用状況	A使用している	C他の方に貸している	
B使用していない		D居住している	
C一時的に使用	月から 月まで	E居住していない	
		F(1)現在住んでいないが居住できる状態(2)まったく居住できない状態	
前年の所得の種類及び合計所得金額(不明の場合は記入不要です)		所得	
円		円	

18 事業税に関する事項

非課税所得など	番号	所得金額
円		円
固定資産の特例適用前の不動産所得		円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類	損失額・被災損失額(白)
円		円
前年中の閉(廃)業	開始・廃止	月 日
他都道府県の事務所等		

「収入金額」は、税額が差し引かれる前の金額です。「必要経費」は、株式を購入したり出資したりするために借り入れた負債に係る利子の金額です。この場合、株式の購入時期、購入価格や負債借入時期、借入金額などを証明する書類を添付してください。

総合課税の譲渡所得は、収入から必要経費(取得費、譲渡費用)を差し引き、その合計額から特別控除(上限50万円)を差し引いた額を左面の「1収入・所得金額等のサ」に記入してください。
※一時所得は、保険会社などが発行する支払明細書などを参考にしてください。

該当する項目に○をして、必要事項を記入してください。

★税制改正などによる主な変更点

平成23年分から、公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告をする必要がなくなりました。ただし、確定申告をしない場合でも、公的年金の源泉徴収票に記載されていない扶養控除や社会保険料控除を受けるときには、市・県民税の申告が必要です。

●配偶者控除及び配偶者特別控除の見直しについて

(1)配偶者控除（扶養する側の所得が900万円以上の場合縮小）

納税者本人の合計所得金額が900万円を超える場合の配偶者控除の控除額が改正されたほか、合計所得金額が1,000万円を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができなくなります。

年齢区分	納税義務者の合計所得金額						
	(現行)	所得要件なし		-		-	
	(新設)	900万円以下		900万円超950万円以下		950万円超1,000万円以下	
	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	
70歳未満	38万円	33万円	26万円	22万円	13万円	11万円	
70歳以上(老人) 昭和24年1月1日以前生まれ	48万円	38万円	32万円	26万円	16万円	13万円	

(2)配偶者特別控除（拡充）

配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下となります。

配偶者の合計所得	納税義務者の合計所得金額								
	(現行)	1,000万円以下		-		-		-	
	(新設)	-		900万円以下		900万円超950万円以下		950万円超1,000万円以下	
	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	所得税	住民税	
380,001～ 399,999円	38万円	33万円	38万円	33万円	26万円	22万円	13万円	11万円	
400,000～ 449,999円	36万円								
450,000～ 499,999円	31万円	31万円							
500,000～ 549,999円	26万円	26万円							
550,000～ 599,999円	21万円	21万円							
600,000～ 649,999円	16万円	16万円							
650,000～ 699,999円	11万円	11万円							
700,000～ 749,999円	6万円	6万円							
750,000～ 759,999円	3万円	3万円							
760,000～ 850,000円									
850,001～ 900,000円			36万円		24万円		12万円		
900,001～ 950,000円			31万円	31万円	21万円	21万円	11万円		
950,001～1,000,000円			26万円	26万円	18万円	18万円	9万円	9万円	
1,000,001～1,050,000円	-	-	21万円	21万円	14万円	14万円	7万円	7万円	
1,050,001～1,100,000円			16万円	16万円	11万円	11万円	6万円	6万円	
1,100,001～1,150,000円			11万円	11万円	8万円	8万円	4万円	4万円	
1,150,001～1,200,000円			6万円	6万円	4万円	4万円	2万円	2万円	
1,200,001～1,230,000円			3万円	3万円	2万円	2万円	1万円	1万円	

【注意】 誤った課税を防ぐため、申告書は正確・明瞭に記入してください。

源泉徴収票・証明書は、必ず添付してください。（原本ではなく、写しでも結構です。）

添付がないと、控除が認められない場合があります。添付していただいた源泉徴収票・領収書・証明書等は返送できません。電話番号を必ず記入してください。

★御不明な点があれば下記まで御連絡ください。

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号
高松市役所 市民税課

TEL(087)839-2233 FAX(087)839-2230